

令和4年度事業計画

自 令和 4年 4月1日

至 令和 5年3月31日

1. 長期相続登記未了、所有者不明土地問題への対応

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」等の法律に基づく相続人調査業務が、5年目の本年度も予定されています。本業務は、30年以上相続登記がされていない土地の所有者の相続人を探索するため、戸籍等を収集し、法定相続人を特定する業務です。本業務は、司法書士の本来業務である相続登記を熟知している司法書士の能力を十分に発揮出来る業務です。本年度も、受託団に加わっていただけるよう、本業務の概要を会員の皆様にお伝えし、入札できる環境を整えたいと考えています。

2. 空き家問題への対応

例年と同様、本年度も山口県や各市町と協力のうえ、空き家対策セミナーへの講師及び相談員派遣を行います。また、各市町に設置している空き家対策協議会へ、司法書士の委員を推薦します。

3. 研修制度の充実・発展

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合研修よりもWEB研修が中心でした。本年度もWEB研修が中心になるとは思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束すれば、従来の集合研修を中心に考えていきたいと思えます。また、年間12単位の研修の履行がしやすいよう、興味のあるテーマの研修を開催し、0単位の会員を減らしたいと考えています。さらに、司法書士の業務が成年後見、財産管理等、広がりを見せる中、司法書士の責任は益々重大になっていることをふまえ、研修を通じて、司法書士としてのレベルアップを図り、市民のニーズに応じていける存在であり続けたいと思えます。

4. 相談活動の充実

例年と同様、本年度も県内5箇所に設置してある「総合相談センター」を通じて、市民の皆様へ相談活動を実施します。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむなく電話相談に切り替えたり、中止することもありました。なお、本年度は司法書士制度150周年の年なので、相続登記に特化した相談会を8月に開催する予定です。

5. 広報活動の充実

例年同様、本年度も「親子法律教室」を開催し、司法書士の業務内容をPRし、将来の職業選択の一助になればと考えています。また、山口新聞への広告掲載を通じて、引き続き司法書士のPR活動をしていきます。

6. 他士業との交流

「山口法律関連士業ネットワーク」が開催する共同相談会、定期大会へのさらなる参加や、各士業団体の総会参加等を通じて、弁護士、行政書士、公認会計士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、弁理士の各士業と交流を深めたいと考えています。

7. 司法書士会館の建て替え

「会館検討委員会」を解散し、「会館建設委員会」を立ち上げ、司法書士会館建設の具体案を提示したいと考えています。

8. 事務局の効率化の検討

年々事業が増え、事務局員の負担が増加しています。昨年度までは、残業も常態化していたので、本年度は、仕事の効率化をすることにより、残業を極力減らしたいと考え得ています。

以上のことを重点項目として、本年度の事業を行っていきたいと考えていますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

以下、各部より事業計画を記載します。

【総務部】

1. 会員との情報共有

- (1) 総会、理事会、部会等の情報を桐友やホームページに掲載する。
- (2) 事務局にメール送信されてくる各種文書について、より効率的な情報共有の方法を検討する。

2. 会員間の親睦

- (1) コロナ禍の状況に配慮しつつ、可能な限り会員親睦行事を企画検討する。

3. 会の組織改革

- (1) 事務局の負担軽減のため、各事業について、引き受けの見直し、司法書士と事務局の役割分担の見直しを各部に要請する。
- (2) 事務局の負担軽減のため、活発な活動をしていない委員会の統廃合について検討するよう各部に要請する。
- (3) 各事業についての業務効率化のため、事務局員と意見交換をする。

4. 会館運営

- (1) 必要に応じて会館の補修を行う。
- (2) 会館建設委員会を設置し、執行部の指示のもと、会館建設の手順を具体的に進めるための提案や事務手続きのサポートをする。

5. 事務局運営

- (1) 事務局と一体となって事務処理を行い、迅速、適正な処理に努める。
- (2) 業務効率化及び職場環境改善についての意見交換のため、定期的に事務局員と個別面談を行う。
- (3) 各種システムの導入等により会務管理・労務管理・勤怠管理、その他事務処理の効率化、省力化を目指す。

6. 図書その他資料の管理、活用

- (1) 山口県司法書士会会則施行細則の別紙（帳票・書類及び保管）を見直し、管理すべき帳票等及び保管期間を検討する。
- (2) 紙媒体の資料を電子管理できるように検討する。

7. 会則、諸規則等の改正

- (1) 会則、諸規則等について改正の必要があるときはこれを検討する。
- (2) 会則、諸規則等について字句等に誤りがあれば適宜修正する。

8. 非司法書士行為の調査、排除

- (1) 法務局が実施する非司調査に協力する。
- (2) 非司行為か否か疑義ある案件についての調査に努め、非司行為が明確となった場合には、告発も含めた積極的な対応を行う。

9. 紛議調停委員会

- (1) 会員に、依頼者との紛議に関し紛議調停委員会の利用を呼びかけ、委員会の適正な運営に努める。

10. 会員顕彰

(1) 該当年次表により、慎重かつ公正な審議のうえ候補者を選定する。

11. 公共嘱託登記に対する協力、支援

(1) 受託者名簿を作成、管理し、随時更新を行う。

12. 司法書士賠償責任保険

(1) 任意部分の賠償責任保険、サイバー保険の加入率のアップに努める。

13. 年金福祉事業団・年金基金、住宅金融公庫等の解散による継承の抵当権移転登記

(1) 前年度と同様に、継続して対応する。

14. 山口県司法書士会政治連盟、リーガルサポート山口支部に対する協力、支援

(1) 本会、政連、リーガルサポートの三者連絡協議会を開催する。

(2) 各団体の意見を踏まえ、会として適切な協力、支援の方法を検討する。

15. 法務局、裁判所との協議会

(1) 協議が必要な案件が生じた場合には、随時開催を求め協議を行う。

16. 関連団体との交流

(1) 山口法律関連士業ネットワークに引続き参加する。

【企画部】

1. 研修制度の充実、強化

(1) 既会員研修

- ・デジタル推進PTの創設検討
- ・研修システム及び全組織におけるIT化の検討
- ・本部研修（登記業務、裁判業務、財産管理業務等に関する実務研修）の実施
- ・インターネット回線による同時配信（本部研修及び支部研修）の実施
- ・DVD研修（本部研修及び支部研修）の実施
- ・日司連業務研修（インターネット回線による同時配信）の実施
- ・グループ研究会への助成、協力
- ・日司連年次制研修会への協力
- ・中プロ研修会への参加

- ・研修材料・資料（書籍等）の充実・購入

(2) 新入会員研修

- ・集合研修会、配属研修の実施
- ・中国ブロック研修会の受講促進

2. 委員会

(1) 登記研究委員会

- ・不動産登記・商業登記業務（事業承継等を中心として）に関する研究を行い、報告研修会を行う。

(2) 裁判関係業務研究委員会

- ・裁判書類作成関係業務や簡裁訴訟代理等関係業務等、簡裁訴訟に限らず、裁判関係業務に関する研究を幅広く行い、報告研修会を行う。

(3) 財産管理業務研究委員会

- ・司法書士法施行規則31条業務、遺産承継業務、民事信託支援業務等に関する調査・研究を行い、報告研修会を行う。また、日司連が発刊した民事信託支援業務のチラシの頒布等を行い、財産管理業務の推進を行う。遺産承継業務における委任事項の検討をおこなう。

(4) 業務研究委員会

- ・法務局の不動産登記の評価の対応について、研究を行い働きかけを行う。

(5) 成年後見制度利用促進委員会

- ・三士会（司法書士、弁護士、社会福祉士）や各市町の審議会等への協議対応
- ・各市町への成年後見制度利用促進にかかる相談会、講師派遣依頼等への対応

※留意事項

新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、上記各報告研修会は開催を取りやめることがある。

【広報部】

〈対内広報〉

1. 会員向け広報

会報である「桐友」を原則として毎月1回発行する。

〈対外広報〉

1. 各事業活動に関する広報活動

- ・司法書士の日に関する広報（8月3日）

県内の法務局に対し、司法書士の日のポスター掲示を依頼する。
報道機関へ、広報依頼分を送付

・親子法律教室の実施

周南市文化会館で11月中旬開催予定

・相続登記はお済みですか月間に関する広報

フリーペーパーを利用した広報を検討

県内各自治体へ、広報誌への掲載依頼分を送付

報道機関へ、掲載依頼分を送付

県庁記者クラブ及び一部市庁の記者クラブへニュースリリース

・司法書士制度150周年記念事業に関する広報

2. 司法書士制度に関する広報

山口新聞における定期広告の年間契約（現状 月2回以上）

山口県司法書士会HP改良の検討・実施

相続登記相談センターWEBサイトについて

日本司法書士会連合会運営の相続登記相談センターHPとの連携を踏まえて

当会のHPの整備

【相談事業部】

県、市町、法務局からの相談員・講師の派遣要請に応じて司法書士の相談員・講師を派遣している。当会主催の相談会については、広報等による協力を要請するなど、より一層の相互連携関係を構築し、その関係性を継続していく。

相談センターについては、相談件数の減少を考慮し、効果的な広報等を考え実績増加を目指す。

円滑なセンター運営が行われるよう、相談事業部として努めていく。

1 対外事業

①所有者不明土地等に関する相談会

②相続登記はお済みですか月間の充実

③青司協共催相談会の実施（クレサラ110番等）

④行政等主催相談会への相談員派遣

⑤他士業との連携による共催相談会の実施（空家対策等）

⑥消費者教育を目的とする県内高校への講師の派遣

⑦司法書士制度150周年記念事業相談会

2 対内事業

①総合相談センター

岩国会場・周南会場・山口会場・萩会場・下関会場

②消費者教育委員会

出前法律教室の講師派遣事業

③民事法律扶助サポート委員会

連合会主催の民事法律扶助推進月間への協力

民事法律扶助契約及制度利用の推進

④調停センター運営委員会

調停センター利用者があった場合の調停センターの運営

⑤経済的困窮者を対象とした法律支援事業

依頼者の生活保護申請に同行するなどした会員への助成

【経理部】

1. 一般会計及び特別会計の適正な収入の確認と管理
2. 各事業支出(各部会・委員会等)および各管理費の適正な執行状況の把握
3. 会員数の増減による会費収支への影響の検討
4. 新規事業立上げ、休止廃止する事業の財政面からの検討
5. 会館維持運営に関する財政面からの検討
6. 会館建替等の検討に関する財政面からの検討